

※※※日曜窓口業務の概要※※※

■開設日 **毎週日曜日**（ただし、12月29日から1月3日を除きます。）
※川中島合戦等、庁舎前で大イベントが開催される日は閉庁する場合があります。

■開設時間 **午前8時30分から正午 午後1時から午後5時15分**

■開設場所 **笛吹市役所市民窓口館（石和町市部809-1）**

■日曜窓口取扱い業務

※取扱い業務は、一部の業務となります。取扱い業務を下記の表でご確認ください。

なお、ご不明な点がございましたら平日または日曜窓口開設日にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】笛吹市役所 電話 055-262-4111（代表）

窓口	取扱い業務	注意事項
戸籍住民課	住民票の写しの交付 （現在の住民票。代理人による申請には委任状が必要。住基ネット広域交付除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証等官公署が発行した写真付の身分証明書他により本人確認をさせていただきます。 ・代理人による申請には、委任状・来庁者の印鑑が必要です。
	印鑑登録証明書の交付 （合併前印鑑登録証引替え含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証を持参してください。 ・代理人が来られる場合には、代理人の方の認印も一緒にお持ち下さい。
	戸籍の謄抄本及び附票の写しの交付 （現在の戸籍で本人及び同一戸籍内にのっている人に限る。） 独身証明書の交付（本人のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証等官公署が発行した写真付の身分証明書他により本人確認をさせていただきます。 ・窓口に来られる方の印鑑をお持ち下さい。
	埋葬、火葬の許可	
	斎場の使用許可	
	出生、婚姻、離婚、死亡などの戸籍の届出の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書の受付のみで、受理証明書の発行や母子健康手帳への届出証明はできません。
税務課	原動機付自転車及び小型特殊自動車のナンバー交付手続	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の方の印鑑と次の書類のいずれかをお持ちください。 販売証明書・廃車申告受付書（廃車済書）・譲渡証明書
	原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車手続	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の方の印鑑とナンバー（笛吹市登録に限る。）をお持ちください。
	所得証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・請求及び受け取りはご本人に限ります。 （代理人が申請する場合は、委任状が必要です。）
	所得課税証明書の交付 非課税証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来られた方の本人確認をさせていただく場合があります。（運転免許証、健康保険証など）
収税課	納税証明書の交付（市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税）	<ul style="list-style-type: none"> ・車検用の納税証明書発行の場合は、車検証を持参してください。 ・窓口に来られる方の印鑑をお持ち下さい。
	市税・国保税の収納	<ul style="list-style-type: none"> ・年度に関係なく納付できます。 （納付書がない場合は、再発行します。）

窓口	取扱い業務	注意事項
管理 責任 者	水道料金の収納	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書をお持ちください。 (納付書がない場合には、納付できません。)
	下水道料金の収納	
	下水道受益者負担金の収納	
	住宅使用料の収納	
	保育料の収納	
	学童保育料の収納	
	介護保険料の収納	
	高齢者医療保険料の収納	
	社会教育・体育施設使用料の収納	
	個人番号カード・通知カードの再交付に係る手数料の収納	

■国民健康保険課の一部業務について日曜窓口を開設します。

開設日 日曜窓口開庁日のうち第2日曜日及び月末日曜日

※一部取扱えない業務もありますので、平日事前に電話で問い合わせ下さい。

※住民票の異動に伴う手続きはできません。

担当係	取 扱 業 務	持ち物
国 保	①国保資格取得届の受付 (職場の健康保険を脱退したとき) ※保険証は後日郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・職場の健康保険をやめたことがわかる証明(退職証明等)
	②国保喪失届の受付 (職場の健康保険に入ったとき)	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・国保の保険証 ・職場の保険証
	③保険証の再交付	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・本人確認ができるもの
	④各種申請書の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑
高齢者医療	① 保険料徴収・収納	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑
	② 納付書再発行	
	③ 各種申請書の受付	
年 金	① 免除申請受付	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑
	② 年金資格取得・喪失の仮受付 ※資格取得・喪失については、日本年金機構及び甲府年金事務所への照会が休日にはできませんので、仮受付になります。	